

令和6年度 第7回山北町農業委員会総会 会議録				
召 集 年 月 日		令和6年10月25日（金）		
召 集 場 所		山北町役場 防災対策室		
開・閉会日時	開会	令和6年10月25日 午後1時30分		
	閉会	令和6年10月25日 午後2時15分		
応（不応）招委員 及び出席並びに欠席委員 出 席 11名 欠 席 0名 (凡 例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏 名		出欠等の別
	1 番	磯崎 加代子		○
	2 番	瀬戸 雅弘		○
	3 番	瀬戸 由紀子		○
	4 番	細谷 晋之		○
	5 番	室伏 正裕		○
	6 番	田渕 康男		○
	推進委員 山北地区	磯崎 淳		○
	推進委員 向原地区	高杉 丈二		○
	推進委員 岸地区	石田 文也		○
	推進委員 共和地区	和田 一良		○
	推進委員 清水地区	池田 和則		○
	会 議 録 署 名 委 員		1 番	磯崎加代子
出席した事務局	事務局長	事務局員	高橋、中村、瀬戸	
会議に付した案件		別紙のとおり		
会 議 経 過		別紙のとおり		

山 北 町 農 業 委 員 会 第 7 回 総 会 会 議 録

令和6年10月25日

- 1 開会
- 2 議事録署名人
- 3 議案

議長 : 本日は、農作業が忙しい中ご参加いただきありがとうございます。農業委員6名中6名が参加しているため、開催の要件を満たしています。

それでは農地法5条1項の規定による許可申請について事務局から説明願います。

事務局 : 今回の農地法5条申請は一時転用の再申請です。一時転用は基本的には最長3年間認められており、特例では最長5年間となっています。

今回、[]の工事が[]まで延長されることが決まりましたが、前回の許可が[]までで期限を迎えてしまうため、期間を延長するものです。

なお、本来なら転用期間が5年になるまで延長したかったのですが、[]の契約が[]までとなっているため、[]のみ延長し、[]の総会にて再度一時転用の申請がでてくる見込みです。

1ページをご覧ください。議案第11号農地法5条第1項の規定による許可申請について説明します。申請地は、[]の合計[]m²です。貸付人の[]から借受人の[]へ賃貸借権を設定します。

転用目的は仮設資材置場で[]の建設に伴い資材保管スペースが必要なためです。

2ページが申請書です。3転用計画の(4)をご覧ください。本申請では、[]から[]までとなっていますが、先ほど説明しましたとおり[]と[]の現契約に合わせて期間を設定しています。

3ページが申請土地の一覧です。4ページから9ページが全部事項証明書です。

10、11ページが位置図、拡大図です。[]から[]方面に進んだ先に申請箇所があります。

12ページが公図です。

13ページが土地利用計画図兼写真方向図です。。

14ページから16ページが高杉推進委員に確認していただいた時の写真です。[]年から農地転用されており、土地利用計画図と同様の使われ方をしていることを確認しました。①は資材置場、②は事務所と駐車場、③はガラ置場と駐車場、④は駐車場、⑤は外からの資材置場の様子です。以上です。

議長 : 現地を確認し高杉推進委員から何かありますか。

高杉推進委員 : 一時転用の再申請のため、特に意見はありません。

議長 : 何か意見はありますか。(特に意見なしの声) 特に意見がなければ、承認の方は

挙手をお願いします。(全員) 挙手。よって議案第 10 号は承認されました。続きまして議案 11 号の説明を事務局から願います。

事務局

: 17 ページをご覧ください。議案第 11 号農地法 5 条申請第 1 項の規定による許可申請について説明します。申請地は、[] の合計 [] m²です。貸付人の [] から借受人の [] へ賃貸借権を設定します。転用目的は仮設宿舍で [] の建設に伴い建設作業員用の宿舍が必要なためです。

19 ページから 21 ページが全部事項証明書です。

22、23 ページが位置図と拡大図です。[] に申請地があります。

24 ページが公図です。25 ページが土地利用計画図兼写真方向図です。

26 ページから 27 ページが高杉推進委員に確認していただいた時の写真です。

①が入り口で右側は駐車場として使用されています。②から⑤については宿舍や駐車場として使用されています。以前からの申請どおりに利用されていることを確認しました。

議長

: 現地を確認し高杉推進委員から何かありますか。

高杉推進委員

: 多くの作業員の方の出入りがあるので、駐車場から出庫する際には十分注意するよう伝えさせてもらいました。

議長

: 何か意見等がありますか。(特に意見なしの声) 特に意見がなければ、承認の方は挙手をお願いします。(全員) 挙手。よって議案第 11 号は承認されました。

4 その他

議長

: その他何か意見はありますか。(特に意見なしの声) その他、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。次回は 11 月 25 日 13 時 30 分からということによろしいでしょうか。

全員

: 異議なし。

議長

: では次回総会は、当日程ということでよろしくお願いします。

5 閉会

議長

: これで山北町農業委員会総会を閉会します。(14:15)